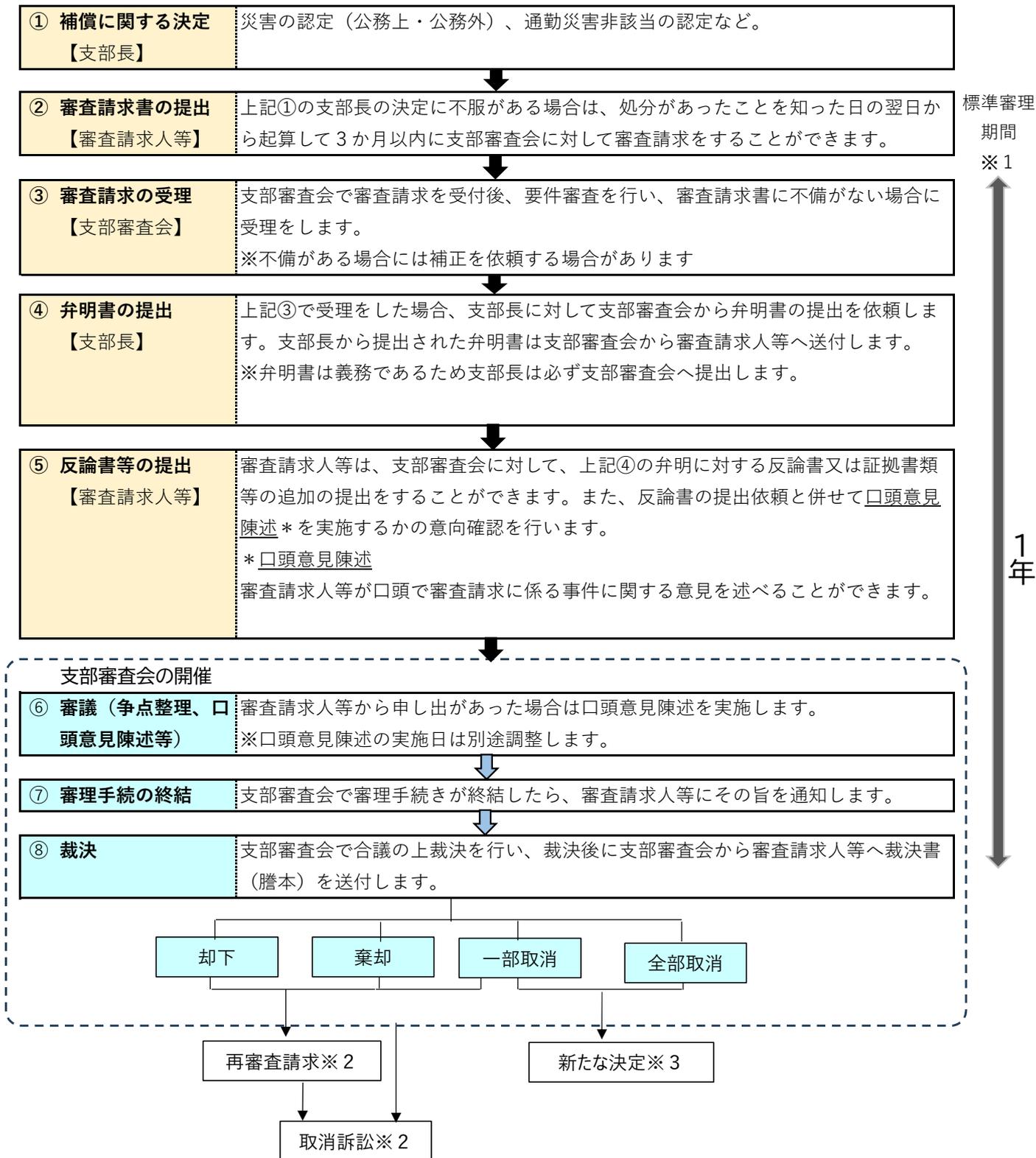


地方公務員災害補償基金千葉県支部への審査請求の流れ



※1 標準審理期間（支部審査会：1年）

審査請求が到達してから、裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間として支部審査会が定めた期間です。審査請求の審理期間の目安として定めているものであり、請求の内容や請求時期、その他の事情によって、実際の審理期間は前後します。また、標準審理期間の経過をもって、直ちに違法な不作為や裁決の手続上の瑕疵に当たることとなるものではありません。

※2 支部審査会の裁決に不服がある場合

裁決書を受け取った日の翌日から起算して1か月以内に本部審査会へ再審査請求をするか又は、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に裁判所に取消訴訟の提起をすることができます。

※3 支部長による新たな決定

裁決によって、支部長の決定の全部又は一部が取り消された場合には、支部長は裁決の趣旨に従い、あらためて補償に関する決定を行うことになります。